

第 6 0 号議案

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年加東市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(職員) 第 1 0 条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であ	(職員) 第 1 0 条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であ

って、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある放課後健全育成事業所</u>にあつては、保育士又は<u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)～(10) 〔略〕 ４・５ 〔略〕 （虐待等の禁止） 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第３３条の１０各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	って、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>法第１８条の２第１項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所</u>にあつては、保育士又は<u>当該認定地方公共団体の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)～(10) 〔略〕 ４・５ 〔略〕 （虐待等の禁止） 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第３３条の１０第１項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年加東市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第23条 〔略〕 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内</u>にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は<u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第23条 〔略〕 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内</u>にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は<u>当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

3 〔略〕

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事

(1)・(2) 〔略〕

3 〔略〕

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理

業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、

員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模

調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 年加東市条例第 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (一般型乳児等通園支援事業所の職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。	(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (一般型乳児等通園支援事業所の職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。</u>)<u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事</u>

2・3〔略〕	その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3〔略〕
--------	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

第60号議案 要旨

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部改正（要旨）

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）等の改正に伴い、当該基準等に従い定める条例について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

ア 保育士の資格について地域限定保育士制度が創設されることに伴い改めること。（第10条）

イ 引用する法の改正に伴い改めること。（第12条）

(2) 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア 所要の文言整理をすること。（第15条）

イ (1)イと同じ。（第25条）

(3) 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

ア (1)イと同じ。（第12条）

イ (1)アと同じ。（第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条）

(4) 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

ア (1)イと同じ。（第13条）

イ (1)アと同じ。（第22条）

3 施行期日 令和7年10月1日